

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

2020 年 11 月 12 日
ユナイテッド株式会社

2020年11月12日

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
ユナイテッド株式会社
代表取締役社長 早川 与規

当社による新設分割に関する事項について

ユナイテッド株式会社（以下「当社」といいます。）は、2020年10月29日付で作成した新設分割計画書に基づき、新設分割の方法によって新たに設立するユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社（以下「新設分割設立会社1」といいます。）に、当社が営むアドプラットフォーム事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割1」といいます。）を行うこと、及び、新設分割の方法によって新たに設立するユナイテッドジーアンドシー株式会社（以下「新設分割設立会社2」といいます。）に、当社が営むゲーム事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割2」といいます。）を行うことといたしました。

本新設分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

第1 本新設分割1について

1. 新設分割計画の内容

本新設分割1に関する新設分割計画書は別紙Aのとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 新設分割設立会社1が当社に対して交付する株式の数に関する事項

新設分割設立会社1は、本新設分割1に際して、新設分割計画書第5条に記載のとおり、新設分割設立会社1の普通株式1000株を新たに発行し、その全てを当社に割り当てます。

当該株式の数については、本新設分割1が単独新設分割であることから、交付される株式数によって当社と新設分割設立会社1との間の実質的な権利義務関係に差異が生じることはなく、当社が任意に定めることができると考えられます。そこで、当社は、新設分割設立会社1が本新設分割に際して発行する株式数については、適切な出資単位の設定その他諸般の事情を考慮して1000株とすることにいたしました。

(2) 新設分割設立会社1の資本金及び準備金の額に関する事項

新設分割設立会社1の資本金及び準備金の額については、新設分割設立会社1が承継する予定の資産及び負債の額並びに新設分割設立会社の規模等を考慮した上、会社計算規則に基づき以下のとおり決定したものであり、相当であると判断しております。

(1) 資本金の額	1000万円
(2) 資本準備金の額	0万円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等

変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除
した額

(4) 利益準備金の額 0 万円

なお、本新設分割 1 は、当社単独での新設分割であり、分割対価は新設分割設立会社 1 の株式であるため、会社法第 763 条第 1 項第 7 号から第 9 号に掲げる事項についての定めはありません。

3. 新設分割会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号）

該当すべき事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社（当社）の債務及び新設分割設立会社 1 の債務（当該新設分割会社が新設分割により新設分割設立会社 1 に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

- (1) 当社の債務の履行の見込みに関して

①当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ金 32,556 百万円及び金 5,639 百万円であり、本新設分割 1 が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。

したがって、本新設分割 1 が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

②本新設分割 1 後は、新設分割設立会社 1 に承継される債務のすべてについて、重畳的債務引受けをするものといたします。

③本新設分割 1 後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

④以上を踏まえ、本新設分割 1 によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

- (2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関して

本新設分割 1 後における新設分割設立会社 1 の収益状況について、新設分割設立会社 1 の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。さらに、当社から新設分割設立会社 1 に対する債務の承継は、すべて重畳的債務引受けの方法によることとしております。

したがって、当社が本新設分割 1 により承継させる本新設分割 1 後の新設分割設立会社 1 の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

第 2 本新設分割 2 について

1. 新設分割計画の内容

本新設分割 2 に関する新設分割計画書は別紙 B のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 新設分割設立会社 2 が当社に対して交付する株式の数に関する事項

新設分割設立会社 2 は、本新設分割 2 に際して、新設分割計画書第 5 条に記載のとおり、新設分割設立会社の普通株式 1000 株を新たに発行し、その全てを当社に割り当てます。

当該株式の数については、本新設分割 2 が単独新設分割であることから、交付される株式数によって当社と新設分割設立会社 2 との間の実質的な権利義務関係に差異が生じることはなく、当社が任意に定めることができると考えられます。そこで、当社は、新設分割設立会社が本新設分割に際して発行する株式数については、適切な出資単位の設定その他諸般の事情を考慮して 1000 株とすることにいたしました。

(2) 新設分割設立会社 2 の資本金及び準備金の額に関する事項

新設分割設立会社 2 の資本金及び準備金の額については、新設分割設立会社 2 が承継する予定の資産及び負債の額並びに新設分割設立会社の規模等を考慮した上、会社計算規則に基づき以下のとおり決定したものであり、相当であると判断しております。

(1) 資本金の額	1000 万円
(2) 資本準備金の額	0 万円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除した額
(4) 利益準備金の額	0 万円

なお、本新設分割 2 は、当社単独での新設分割であり、分割対価は新設分割設立会社 2 の株式であるため、会社法第 763 条第 1 項第 7 号から第 9 号に掲げる事項についての定めはありません。

3. 新設分割会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号）

該当すべき事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社（当社）の債務及び新設分割設立会社 2 の債務（当該新設分割会社が新設分割により新設分割設立会社 2 に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

①当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ金 32,556 百万円及び金 5,639 百万円であり、本新設分割 2 が効力を生ずる日以降

においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。

したがって、本新設分割 2 が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

②本新設分割 2 後は、新設分割設立会社 2 に承継される債務のすべてについて、重畳的債務引受けをするものいたします。

③本新設分割 2 後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

④以上を踏まえ、本新設分割 2 によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社 2 の債務の履行の見込みに関して

本新設分割 2 後における新設分割設立会社 2 の収益状況について、新設分割設立会社 2 の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。さらに、当社から新設分割設立会社 2 に対する債務の承継は、すべて重畳的債務引受けの方法によることとしております。

したがって、当社が本新設分割 2 により承継させる本新設分割 2 後の新設分割設立会社 2 の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

別紙 A 新設分割計画書（本新設分割 1 にかかるもの）

別紙 B 新設分割計画書（本新設分割 2 にかかるもの）

新 設 分 割 計 画 書

ユナイテッド株式会社(以下「当社」という。)は、第2条に定める本件事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社に承継させる新設分割(以下「本件分割」という。)を行うにあたり、次のとおり新設分割計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (新設分割設立会社)

1. 本件分割における新設分割設立会社(以下「新設会社」という。)の商号及び本店の所在地は次のとおりとする。
(商号) ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社
(本店の所在地) 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
2. 前項に定めるほか、新設会社の目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。

第2条 (本件事業)

本計画において、本件事業とは、当社が営むアドプラットフォーム事業(当社アドプラットフォーム事業本部管掌事業)をいう。

第3条 (新設会社の設立時取締役の氏名)

新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

- (1) 設立時取締役
取締役 伊良子 真史、早川 与規

第4条 (本件分割により承継する権利義務)

1. 新設会社は、本件成立日(第7条に定義する。以下同じ。)をもって、当社から、別紙2「承継対象権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務を承継する。
2. 本件分割により新設会社が承継する義務及び債務は、新設会社が全て重疊的にこれを引き受ける。

第5条 (新設会社が本件分割に際して交付する株式の種類及び数)

新設会社が本件分割に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式1,000株とし、その全部を当社に交付する。

第6条 (新設会社の資本金及び準備金に関する事項)

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の額 | 0円 |

第7条 (新設会社の成立の日)

新設会社の成立の日は、2021年2月1日(以下「本件成立日」という。)とする。但し、手続上の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、当社はこれを変更することができる。

第8条 (競業避止義務の不存在)

当社は、新設会社に対し、本件成立日後においても、競業避止義務を負わない。

第9条 (本計画の変更又は中止)

本計画作成後本件成立日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業の財産状態若しくは経営状態、又は承継対象の権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、本計画を変更し又は本件分割を中止することができる。

第10条 (その他の事項)

本計画に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

以 上

別紙1 定款

ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社と称する。英語名は UNITED Marketing Technologies, Inc.とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネット広告事業
- 2 インターネット及び携帯電話通信網を利用したメディア及びアプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売
- 3 インターネット及び携帯電話通信網を利用したメディア及びアプリケーションソフトウェアの提供、運営サービス
- 4 前号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 20 条 取締役を 2 名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役 1 名を置く。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、専ら社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金等)

第 21 条 取締役の報酬及び退職慰労金等はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第24条 当社が、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金1円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2021年3月31日までとする。

(発起人)

第27条 発起人の名称、住所、割り当てを受ける設立時発行株式の数は、次のとおりである。

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社
割り当てを受ける株式の数 普通株式1000株

(設立時取締役)

第28条 設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 伊良子 真史、早川 与規
設立時代表取締役 伊良子 真史

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

承継対象権利義務明細表

本件分割により新設会社が当社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件成立日において当社が本件事業に関して有する以下に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、2021年1月末日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに本件成立日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 資産及び負債

(1) 流動資産

本件事業に属する預金、売掛金、前払費用

(2) 固定資産

本件事業に属するソフトウェア、株式

(3) 負債

本件事業に係る買掛金、未払金、前受金

2. 契約上の地位

本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

3. 雇用契約

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、当社は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

4. 許認可等

本件成立日において、当社が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以 上

新 設 分 割 計 画 書

ユナイテッド株式会社(以下「当社」という。)は、第2条に定める本件事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社に承継させる新設分割(以下「本件分割」という。)を行うにあたり、次のとおり新設分割計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (新設分割設立会社)

3. 本件分割における新設分割設立会社(以下「新設会社」という。)の商号及び本店の所在地は次のとおりとする。

(商号) ユナイテッドジーアンドシー株式会社
(本店の所在地) 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

4. 前項に定めるほか、新設会社の目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。

第2条 (本件事業)

本計画において、本件事業とは、当社が営むゲーム事業(当社ゲーム事業本部及びマーケティング部管掌事業)をいう。

第3条 (新設会社の設立時取締役の氏名)

新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役
取締役 石崎 進、早川 与規

第4条 (本件分割により承継する権利義務)

3. 新設会社は、本件成立日(第7条に定義する。以下同じ。)をもって、当社から、別紙2「承継対象権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務を承継する。

4. 本件分割により新設会社が承継する義務及び債務は、新設会社が全て重疊的にこれを引き受ける。

第5条 (新設会社が本件分割に際して交付する株式の種類及び数)

新設会社が本件分割に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式1,000株とし、その全部を当社に交付する。

第6条 (新設会社の資本金及び準備金に関する事項)

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。

(1) 資本金の額	10,000,000円
(2) 資本準備金の額	0円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める合計額を控除した額
(4) 利益準備金の額	0円

第7条 (新設会社の成立の日)

新設会社の成立の日は、2021年2月1日(以下「本件成立日」という。)とする。但し、手続上の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、当社はこれを変更することができる。

第8条 (競業避止義務の不存在)

当社は、新設会社に対し、本件成立日後においても、競業避止義務を負わない。

第9条 (本計画の変更又は中止)

本計画作成後本件成立日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業の財産状態若しくは経営状態、又は承継対象の権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、本計画を変更し又は本件分割を中止することができる。

第10条 (その他の事項)

本計画に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

以 上

別紙1 定款

ユナイテッドジーアンドシー株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユナイテッドジーアンドシー株式会社と称する。英語名は UNITED G&C, Inc.とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネット及び携帯電話通信網を利用したメディア及びアプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売
- 2 インターネット及び携帯電話通信網を利用したメディア及びアプリケーションソフトウェアの提供、運営サービス
- 3 デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売
- 4 各種音声、映像ソフトウェアの企画、制作及び販売
- 5 イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、制作、販売
- 6 広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業
- 7 前号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 20 条 取締役を 2 名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役 1 名を置く。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金等)

第 21 条 取締役の報酬及び退職慰労金等はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当)

第 23 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第 24 条 当社が、剰余金の支払いの提供をしてから満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 25 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 1 円とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(発起人)

第 27 条 発起人の名称、住所、割り当てを受ける設立時発行株式の数は、次のとおりである。

東京都渋谷区渋谷一丁目 2 番 5 号 ユナイテッド株式会社
割り当てを受ける株式の数 普通株式 1 0 0 0 株

(設立時取締役)

第 28 条 設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 石崎 進、早川 与規
設立時代表取締役 石崎 進

(法令の準拠)

第 29 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

承継対象権利義務明細表

本件分割により新設会社が当社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件成立日において当社が本件事業に関して有する以下に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、2021年1月末日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに本件成立日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 資産及び負債

(1) 流動資産

本件事業に属する預金、売掛金、前払費用

(2) 固定資産

本件事業に属するソフトウェア

(3) 負債

本件事業に係る買掛金、未払金

2. 契約上の地位

本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

3. 雇用契約

本件分割の本件成立日において本件事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、当社は、本件分割の本件成立日において本件事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

4. 許認可等

本件成立日において、当社が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

5. 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の発行保証金に関する権利

本件成立日において、当社が保有している、本件事業に関連する発行保証金取戻請求権。
以 上